

質 問 回 答

2020年8月13日

「(案件名：全世界地球環境分野(環境・水資源・防災)におけるCOVID-19を受けた途上国における民間技術活用可能性に係る情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式))」

(公示日：2020年7月29日/公示番号：20a00336) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第2章 特記仕様書	第2章 特記仕様書 「4. 調査概要及び調査の内容」等の項の構成(項番について)確認したい。	<p>該当する項について、以下のとおり訂正します。</p> <p>【訂正前】</p> <p>4. 調査概要及び調査の内容</p> <p>①調査名称②調査名称③調査の内容(5) 調査対象地への渡航(6) 業務の履行プロセス(7) 機構からの便宜供与</p> <p>4 報告書等(成果品)</p> <p>【訂正後】</p> <p>4. 調査概要及び調査の内容</p> <p>(1) 調査名称(2) 調査名称(3) 調査の内容(4) 調査対象地への渡航(5) 業務の履行プロセス(6) 機構からの便宜供与</p> <p>5. 報告書等(成果品)</p>
2	入札説明書 p.14 脚注6	「II. 技術活用可能性詳細調査 ④」は「II. 技術活用可能性詳細調査 ③」の間違いではないでしょうか？	<p>入札説明書 p.14 脚注6 の記載を以下のとおり訂正します。</p> <p>【訂正前】「II. 技術活用可能性詳細調査 ④」</p> <p>【訂正後】「II. 技術活用可能性詳細調査 ③」</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
3	入札説明書 p. 15 調査対象地への渡航	渡航することになった場合は、15MM を国内と現地で割り振ることになるのでしょうか。それとも国内 15MM に加えて、現地 MM が加算されることになるのでしょうか。	渡航することになった場合は、15MM を国内と現地へ割り振ることになります。
4	入札説明書 p. 15 (7) 機構からの便宜供与 および 入札説明書 p. 22 (4) その他	p. 15 では JICA 事務所による便宜供与は想定していないとありますが、 p. 22 では、相手国政府又は機構からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さいとあります。本件業務での便宜供与の有無、有る場合の範囲についてご教示下さい。	機構からの便宜供与内容は、「各国で実施中または実施予定の案件情報は JICA が受注者に提供する。また、JICA は実施中プロジェクトに派遣されている専門家に対する本調査のヒアリングへの協力依頼を発信する。また、情報収集に必要なサポートレターは JICA が提供する。」(P. 16 に記載) を想定していますが、その他必要な便宜供与事項があればご記載ください。なお、P. 15 で記載していますとおり、JICA 事務所による便宜供与は想定していません。
5	入札説明書 p. 19 1. 技術提案書の構成	1. (2) 当該業務実施上のバックアップ体制(本邦/現地)ですが、通常、他の案件では コンプライアンス体制(様式 4-1 その 3)を記載することが求められます。 この目安が 1~2 ページと非常に限定されていて、当該様式を記載するとページ数が厳しくなります。 今回も、コンプライアンス体制(様式 4-1 その 3)の記載は必須なのでしょうか？	本件の技術提案書の主な記載事項については、 「第 3 技術提案書作成要領 3. 技術提案書作成上の留意点」で引用している「コンサルタント等におけるプロポーザル作成ガイドライン」に沿って記載をお願いします。 コンプライアンス体制の記載は、上記ガイドラインにより記載を求めているものです。コンプライアンス体制の記載をいただく趣旨は、同ガイドラインに記載のとおりです。頁数の指定は目安ですので、応募者の判断により、提案の上で欠かすことのできない記載であってやむを得ず頁数を超えて記載していただくことを妨げるものではありません。 (参考) ↓ コンサルタント等におけるプロポーザル作成ガイドライン https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consult

通番号	当該頁項目	質問	回答
			ant/proposal_201211.html
6	入札説明書 p.23 技術提案書の体裁等	今回は PDF で提出ということなので、タックインデックスやフラットファイル綴じなどの体裁は無地してよろしいでしょうか。	紙版での提出は不要ですので、ご理解のとおりです。
7	第 2 章特記仕様書 3. 調査実施上の留意事項 注釈1 (p.13)	技術提案書に選定した技術を記載することとなっておりますが、p.13 の注釈1では「15 製品・技術(10 の候補と5 の次点候補)を選定」となっている反面、p.22 の 3.2 (2)業務実施の基本方針では「本調査で対象とする製品・技術を 10 選定」と記載されております。 技術提案書にて選定・記載すべき技術・製品の数は 10 か 15 どちらになりますでしょうか。	正しくは、15 製品・技術となります。また、合計 15 の製品・技術のご提案をいただきたくp.22 の 3.2 (2)業務実施の基本方針での記載を以下のとおり訂正します。 【訂正前】閲覧資料の「民間企業提案製品・技術リスト」から、本調査で対象とする製品・技術を 10 選定し、選定理由とともに製品・技術名を記述してください。 【訂正後】閲覧資料の「民間企業提案製品・技術リスト」から、本調査で対象とする製品・技術を 15 選定し、選定理由とともに製品・技術名を記述してください。
8	第 2 章特記仕様書 3. 調査実施上の留意事項 ③調査内容 (p.14)	入札説明書に記載いただいております調査内容の実施フローとしては、下記①～④の順でよろしいでしょうか。 ①「Ⅰ.全般状況調査」の実施 ②国内企業向けセミナーの開催 ③「Ⅱ.技術活用可能性詳細調査」の実施 ④JICA 内部向けセミナーの開催	ご理解のとおりです。
9	第 2 章特記仕様書 3. 調査実施上の留意事項	民間企業へのヒアリングに対する謝金は定額計上とし、金額が入札説明書に記載されておりますが、現地傭人の単価はご指定ありませんで	業務遂行上の提案として現地傭人の活用の有無及びその業務の内容等については、技術提案書の内容及び価格の双方で競争に付すことを想定しています。

通番号	当該頁項目	質問	回答
	③調査内容 注釈 4、6(p.14)	ようか。ない場合は、目安をご教示いただけ ないでしょうか。 また、傭人に係る費用の上限はありますでし ょうか。	
10	2. 技術提案書作成に係る 要件・留意事項 (6) 配布資料／ 閲覧資 料等 1) 配布資料 ・民間 企業提案 製品・ 技術リスト	提案製品のリストには、各製品に応募分野の チェックがつけられています。これはプロポー ザルにおいて該当する対象分野にチェックがつ いている提案製品のみ扱うのか、それともチェ ックはついていないが対象分野での活用可能 性が想定されれば含めてよいのか、どちらを想 定しているでしょうか。	チェックがついていない製品についても、活用可能性が想定さ れれば調査対象に含めることは可能です。当チェック項目は企 業様が応募の際に申告された内容です。
11	4. 調査概要及び調査の 内容 ③ 調査の内容 II. 技術活用可能性詳 細調査 ①	1製品につき、4か国を選定するという理解でよ いでしょうか？(=1製品4か国で1.6MM)	ご理解のとおりです。
12	4. 調査概要及び調査の 内容 ③ 調査の内容 II. 技術活用可能性詳 細調査 ④ 欄外	上記の選定4か国は、製品毎に異なる、という 理解でよいでしょうか？ その場合「現地傭人は各国4MM 程度」とはな らない可能性があります(偏りがでてしまい、 1 製品/国や 10 製品/国ということが起きる)、よ いでしょうか。	ご理解のとおり、製品毎に調査対象国を選定します。 ご指摘のとおり「現地傭人は各国4MM 程度」とはならない可能性 がありますので、一定程度柔軟に対応できる体制のご提案をお待 ちしております。

通番号	当該頁項目	質問	回答
13	入札説明書 p.14 II.技術活用可能性詳細調査	II.技術活用可能性詳細調査 ③ のヒアリングの件数の目安はありますでしょうか。	II.技術活用可能性詳細調査 ③におけるヒアリング件数の目安は以下の通りです。 1 製品技術・国あたり 6 件程度 =10 製品×4 か国 240 件程度 提案技術の ODA 事業への活用可能性について質の高い情報収集を実施いただくため、ご検討とご提案をお願いします。
14	入札説明書 p.14 II.技術活用可能性詳細調査	II.技術活用可能性詳細調査 ③ 現地日本商工会議所は、現地日本商工会議所の事務局にヒアリングすることを想定しているのか。それとも、現地日本商工会議所に所属している日本企業にヒアリングすることを想定しているのか。	現地日本商工会議所の事務局にヒアリングすることを想定していますが、現地日本商工会議所に所属している日本企業へのヒアリング実施も、調査目的に照らして必要とお考えであれば、その旨ご提案をお願いします。
15	入札説明書 P.14 4.調査概要及び調査の内容 ③調査の内容に係る脚注 4、5 および 入札説明書 P.28 (3)直接経費の積算 3. 定額で計上する経費	現地傭人について、業務量を提示して頂いておりますが、各応札者が考える調査内容によって、要求する現地傭人のレベルも変わり、単価が異なります。落札後、契約交渉で貴機構が考える調査結果と乖離しないように整合性を取ることになると考えられますが、QCBS により応札価格が決まった後であるため、選定後に貴機構の想定する質の引き上げを求められても対応が困難となる可能性が懸念されます。また、業務量が24MMと大きいため応札価格に寄与する割合が非常に大きく、現地傭人の単価設定次第で応札価格が大き	No. 9 のとおり。また、本案件は随意契約である「QCBS 方式」による選定方式によるものではなく、「一般競争入札（総合評価落札方式）」による選定方式です。本特記仕様書に記載した業務を、入札した価格により実施していただく契約となります。契約交渉は原則想定されていません。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		上振れ、下振れしやすいと考えます。 つきましては、現地傭人について定額計上として頂くことは、可能でしょうか。	
16	13 ページ 業務実施上の留意事項(2)	10 社の製品・技術の活用可能性を検討すると記載がありますが、脚注1においては15製品・技術(10の候補と5の次点候補)と記載されております。 10 社の製品・技術を選定するのか10の製品・技術を選定するのかどちらでしょうか。 また、会社によっては複数製品・技術を提案されていますが、候補に入れるのは1社につき1製品・技術のみでしょうか。	本調査では10の製品・技術の開発途上国でのODA等での活用可能性を検討します。P.13の一行目から二行目にかけての記述を以下の通り訂正致します。 【訂正前】「調査では応募のあった中から10社分の製品・技術の開発途上国での活用・ODA活用可能性を検討する」 【訂正後】「調査では応募のあった中から10の製品・技術の開発途上国でのODA等での活用可能性を検討する」
17	同上	脚注1において配付リストより15製品・技術を選定すると記載されておりますが、リスト内において地球環境分野にチェックされている製品・技術から選定をするという理解でよろしいでしょうか。	No.10のとおりです。
18	14 ページ 全般状況調査(3) 国内企業向けセミナーの実施	脚注5においてオンライン開催となるため直接経費の計上が必要ありませんと記載があります。 通常公開セミナー等においては有料のオンライン会議システムを使用すると思われそうですが、本件業務において係る直接経費の計上を想定されていないということは、貴機構よりオンライン会議システムを提供頂けるという理解でよろし	国内企業向けセミナーは、有償版ではないMicrosoft Teams等のツールの使用による経済的な方法による実施を想定しているため、オンラインセミナー費用は発生しない想定です。よって、この経費については定額計上指示もしていませんので、仮に応募者において経費の発生するツールによる実施を提案される場合には、入札金額に計上するようお願いいたします。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		いでしょか。	
19	14 ページ 技術活用性詳細調査①	提案の 10 技術・製品毎に ODA 等での活用可能性を検討すべき国を4カ国選定すると記載されております。 10 製品・技術に対して共通の 4 カ国における ODA 活用可能性を検討するという理解でよろしいでしょうか。	共通の 4 か国を選定いただくのではなく、提案の製品・技術毎に調査対象国を選定します。
20	16 ページ 4.報告書等	業務完了報告書は公開版・非公開版共に簡易製本であるため、報告書作成費の計上は想定されていないという理解でよろしいでしょうか。	報告書の作成費は簡易製本であっても計上を想定しております。
21	20 ページ 業務従事者の構成	地球環境(分野総括)は 4 号が想定されております。プロポーザル作成ガイドラインにおいて 4 号は簡易な情報収集・分析業務を担うことが想定されており、分野名と格付が一致していないように思われます。 地球環境(分野総括)の想定される業務内容および貴機構が 4 号を想定した理由につきましてご教示下さい。	「地球環境(分野総括)」が担う業務は、業務主任者の指揮のもと、環境、水資源、防災の担当者のまとめと支援を行うことを想定しています。本案件は情報収集調査であり、4 号相当の業務を想定しています。
22	28 ページ 3 定額で計上する経費	翻訳費に係る直接経費について定額計上が指示されておりますが、業務を実施する際にはご指定の金額で経費を賄うことができない可能性があります。 業務開始後に同金額を超過することが判明し	業務遂行の過程で、定額計上の金額を超える状況が発生した場合には、当機構と受注者間で協議の上対応します。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		た際は契約変更による増額手続きをさせていただくことは可能でしょうか。	
23	-	民間の製品・技術の ODA 等での活用可能性の検討に際しては、現在実施中・予定案件と併せ、今後新規に案件を形成するかたちでの提案も含まれるでしょうか。	本調査においては、実施中及び実施予定の ODA 事業への活用可能性について検討します。新規に案件を形成することは想定していません。
24	入札説明書「第3章 技術提案書作成要領 2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項 (2) 業務量の目 途及び業務従事者 2) 業務従事者の構成」	(2)について、①業務主任者/ODA 案件・事業化と②地球環境(分野総括)について、評価対象『予定』とご記載いただいておりますが、『予定』の意味についてご教示願います。	ご指摘の記載を以下のとおり訂正します。 【訂正前】 ①業務主任者/ODA 案件・事業化（評価対象予定）（3号） ②地球環境（分野総括）（評価対象予定）（4号） 【訂正後】 ①業務主任者/ODA 案件・事業化（評価対象）（3号） ②地球環境（分野総括）（評価対象）（4号）
25	25 頁 評価表	3、業務主任者の経験・能力(1)業務主任者の経験・能力が【業務主任者/ODA 案件化】となっておりますが、【業務主任者/ODA 案件化・事業化】でしょうか。	評価表の記載を以下のとおり訂正します。 【訂正前】業務主任者/ODA 案件化 【訂正後】業務主任者/ODA 案件化・事業化
26	22 頁及び 25 頁、13 頁	提案書に記載すべき調査対象とする製品・技術は 10 で良いのでしょうか。p22 ページ、および p25 の評価表では 10 社分と書いてある。一方で、p13 ページの脚注には、15 製品と書いてある。いずれを正と考えれば良いか。	15 製品・技術を提案いただくようお願いします。 以下の通り訂正します。 P22 【訂正前】閲覧資料の「民間企業提案製品・技術リスト」から、本調査で対象とする製品・技術を 10 選定し、選定理由とともに製品・技術名を記述してください。

通番号	当該頁項目	質問	回答
			<p>【訂正後】 閲覧資料の「民間企業提案製品・技術リスト」から、本調査で対象とする製品・技術を 15 選定し、選定理由とともに製品・技術名を記述してください。</p> <p>P25 評価表</p> <p>【訂正前】 調査目的と提案製品・技術の特性を踏まえ、10 社分の製品・技術が適切に選定されているか</p> <p>【訂正後】 調査目的と提案製品・技術の特性を踏まえ、15 の製品・技術が適切に選定されているか</p> <p>なお、最終的な 10 製品・技術は、調査開始前の JICA と受注者間で協議の上、決定します。</p>
27	<p>P13 第2章 特記仕様書</p> <p>4. 調査概要及び調査の内容</p> <p>③調査の内容</p> <p>脚注 3</p>	<p>脚注 3 に記載の「技術提案書では、提案者の強みや実施中の ODA 事業を踏まえ、…選定した製品・技術の ODA 事業等への活用可能性の検証のための調査計画を盛り込むこと。」の「ODA 事業等への活用可能性」とは、現在実施中及び今後実施予定の ODA 事業への活用可能性を指すのでしょうか。それとも新規の ODA 事業を形成し、その中での活用を想定されているのでしょうか。</p> <p>また、今後実施予定の ODA 事業のことを指す場合、実施予定の ODA 事業リストをいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>「ODA 事業等への活用可能性」とは、現在実施中及び今後実施予定の ODA 事業への活用可能性を指すものです。</p> <p>提供可能な ODA 事業のリストは、契約締結後に受注者に提供します。</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
28	P14 第2章 特記仕様書 4. 調査概要及び調査の内容 ③調査の内容 I. 全般状況調査 2) 提案技術・製品のODA事業等への活用可能性 ①	「各国で関係者に説明し得る…」の「関係者」とは、後述のⅡ③「対象4か国の地球環境分野において実施中のODA事業に従事する事業関係者（JICA 専門家等）、当該分野の現地行政機関、現地日本商工会議所、商社等の民間企業」や、現地傭人を活用して各国において調査を行う相手方を指すとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	P19 第3章 技術提案書作成要領 1. 技術提案書の構成 1 コンサルタント等の法人としての経験、能力 (1) 類似業務の経験 及び P24 第3章 技術提案書作成要領 別紙 評価表 1 コンサルタント等の法人としての経験、能力 (1) 類似業務の経験	P19 では類似業務として「地球環境分野 ODA 事業に係る各種業務」と記載されており、ODA 事業に限定されております。 一方、P24 の評価表の評価基準では「類似業務は JICA 発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。」、「国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。」旨記載されております。P24 の評価表の記載が正しいと理解して宜しいでしょうか。	P. 19 の「地球環境分野 ODA 事業に係る各種業務」を「地球環境分野 ODA 事業等に係る各種業務」へ訂正致します。 P. 24 のとおり「類似業務は JICA 発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価」します。

以上